屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 1 月 22 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第2号

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

屋外広告物条例施行規則(昭和47年岩手県規則第41号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
様式第14号(第24条関係)	様式第14号(第24条関係)
[略]	[略]
[略]	[略]
1 県の区域内において [略]	1 県の区域 (盛岡市の [略]
営業を行う営業所の名	<u>区域を除く。)</u> 内にお
称及び所在地	いて営業を行う営業所
	の名称及び所在地
[略]	[略]
[略]	[略]
様式第18号 <u>(第27条関係)</u>	様式第18号 <u>(第26条関係)</u>
[略]	[略]
登録年月日 [略]	登録年月日 [略]
	有効期間の満了年月日 年月日
[略]	[略]
1 県の区域内において [略]	1 県の区域 (盛岡市の [略]
営業を行う営業所の名	<u>区域を除く。)</u> 内にお
称及び所在地	いて営業を行う営業所
	の名称及び所在地
[略]	[略]
[略]	[略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の屋外広告物条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)様式第14号は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に提出する屋外広告業登録申請書について適用し、施行日前に提出した屋外広告業登録申請書については、なお従前の例による。
- 3 改正後の規則様式第18号は、施行日以後に交付する屋外広告業登録済証について適用し、施行日前に交付した屋外広告業登録済証については、なお従前の例による。